

地方消費税

県税のしおり
令和6年度

商品の販売やサービスの提供を行ったり、資産の貸付などを行ったりした場合に、その取引に対して課される税です。なお、この税金は商品やサービスの価格に転嫁され、最終的には消費者が負担することになります。

● 納める人

区分	納める人
譲渡割(国内取引にかかる地方消費税)	商品の販売・サービスの提供を行った事業者
貨物割(輸入取引にかかる地方消費税)	輸入貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税(国税)の支払が猶予される場所です(広島県内では、広島港、福山港などにあります。)

● 納める額

社会保障の安定財源の確保等を図るため、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、社会保障施策に要する経費に充てられています。

区分	税率	
	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の176/624)
合計	10.0%	8.0%

※ 軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

● 申告と納税

区分	申告納付の方法等
譲渡割	当分の間、消費税とあわせて、税務署に申告し、納付します。
貨物割	消費税とあわせて、税関に申告し、納付します。

● 都道府県間の清算

地方消費税は事業者の住所又は本店等の所在地の税務署や保税地域が所在する税関に払い込まれることになります。

このため、消費が実際に行われた最終消費地の都道府県の税金となるよう、消費に関する指標(経済センサス活動調査の小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額)や人口に基づいて、都道府県間で清算を行います。

● 市町への交付

都道府県間の清算後の金額の2分の1相当額のうち、一般財源分については人口と従業者数、社会保障財源分については人口によりあん分して市町に交付されます。

